

船舶事故調査報告書

平成28年9月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年6月17日 05時35分ごろ
発生場所	広島県江田島市能美島西方沖 畑港 <small>これなが</small> 是長西防波堤灯台から真方位314°900m付近 （概位 北緯34°13.2′ 東経132°23.2′）
事故の概要	遊漁船みずき丸は、南南東進中、また、プレジャーボート美穂丸は、漂泊中、両船が衝突した。 美穂丸は、船長が負傷し、左舷船尾部外板に破口等を生じ、また、みずき丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 みずき丸、4.9トン HS3-42939（漁船登録番号）、個人所有 11.53m(Lr)×2.71m×0.86m、FRP ディーゼル機関、302.00kW、平成18年7月28日 第270-45849号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 美穂丸、1.67トン 291-20131広島、個人所有 5.89m(Lr)×1.80m×0.72m、FRP ディーゼル機関、14.71kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月22日 免許証交付日 平成25年12月6日 （平成31年6月15日まで有効） B 船長B 男性 65歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年5月11日 免許証交付日 平成27年9月11日 （平成33年5月10日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部外板に破口及び擦過傷、全損
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 約400m 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：04時57分ごろ 広島県南部には、6月17日03時59分に濃霧注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、江田島市大黒神島付近の釣り場に向け、能美島西方沖を手動操舵により南南東進していた。</p> <p>船長Aは、レーダーとGPSプロッターの画面を見ながら能美島西岸に沿って航行中、平成27年6月17日05時35分ごろ、船体に衝撃を感じ、直ちに機関を後進に入れて周囲を確認したところ、B船を認め、B船と衝突したことを知った。</p> <p>A船は、釣り客が、落水した船長Bを救助するとともに、海上保安庁に本事故の発生を通報した後、B船をえい航して江田島市畑漁港へ向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、機関を中立として船首を南東方に向け、能美島西方沖で釣りをしながら漂泊していた。</p> <p>船長Bは、船体中央部の椅子に腰を掛け、右舷方を向いて竿を出し、時々周囲を見ながら釣りを行っていたところ、左舷船尾方からB船に接近するA船を視認した。</p> <p>船長Bは、航行中のA船が漂泊中のB船を避けるものと思っていたところ、A船が、接近して来たので、A船に向かって大声で叫んだが、B船の左舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突時の衝撃で落水し、A船に救助された後、救急車で病院に搬送され、右下腿挫創、右股関節捻挫、頭部打撲、左臀部打撲及び右大腿打撲と診断された。</p> <p>B船は、A船にえい航されて畑漁港に帰港した。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故までにA船のレーダー映像の調整を行ったことがなかった。</p> <p>船長Aは、本事故時、入鹿鼻付近で急に霧で視界制限状態となったので、速力を約20ノット(kn)から約12knに減じ、レーダーにはっきり映っていた能美島の西岸に沿って航行することとした。</p> <p>船長Aは、レーダーでA船が陸岸から100～200m離れて航行していることを主に確認していた。</p> <p>船長Aは、レーダー画面で能美島西方沖に映っていた細かい点の映像の中に、B船のレーダー映像が紛れていたのかもしれないと本事故</p>

	<p>後に思った。</p> <p>船長Aは、本事故当日、気象海象の情報を入手しておらず、濃霧注意報が発表されていることを知らなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん霧で視程が200m程度になった場合、行きあしを止めていたが、本事故時は、霧が濃くなったり薄くなったりしていたので、間もなく霧が薄くなると思い、行きあしを止めなかった。</p> <p>A船は、電子ホーンを装備していたが、本事故当時、霧中信号を行っていなかった。</p> <p>船長Aが広島県知事に届け出ている遊漁船業の適正化に関する法律に基づく業務規程には、出航前及び出航してから帰航するまでの間、波高、風速、視程及び水路通報、気象・海上警報等の運航に関する情報を収集し、海上警報（波浪、風、霧等）の発令中、若しくは視程が1,000m以下になれば、出航を中止又は帰航する旨が定められていた。</p> <p>B船は、レーダー反射器を備えていなかった。</p> <p>船長Bは、笛をマストにぶら下げていたが、本事故時には使用しなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当日の05時00分ごろ畑漁港を出港した際、霧で視界が悪くなっているのを認めたが、もう周囲が明るくなっていたので、航海灯を表示していなかった。</p> <p>船長Bは、これまで漂泊して釣りを行っているとき、航行中の他船が、漂泊しているB船に約10mの距離まで接近してから避けて行くことがあったので、本事故時も、航行中のA船が、近くまで来てから避けるものと思っていた。</p> <p>船長Bは、A船が20kn以上の速力で接近してくるようには見えなかった。</p> <p>船長A及び釣り客は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A船は、霧で視界制限状態となった能美島西方沖を南南東進中、船長Aが、レーダー及び目視による見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊しているB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、レーダーでA船が陸岸に沿って航行することに注意を向けていたことから、レーダー及び目視による見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、霧で視界制限状態となった能美島西方沖において漂泊中、船長Bが、左舷船尾方に接近するA船を視認した際、航行中のA船が</p>

	<p>漂流中のB船を避けるものと思って漂流を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまで漂流して釣りを行っているとき、航行中の他船が、漂流しているB船に接近してから避けて行くことがあったことから、本事故時も、A船がB船を避けるものと思って漂流を続けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、霧で視界制限状態となった能美島西方沖において、A船が南南東進中、B船が漂流中、船長Aが、レーダー及び目視による見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、左舷船尾方に接近するA船を視認した際、航行中のA船が漂流中のB船を避けるものと思って漂流を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダーを使用して見張りをする際は、レーダーの調整等に習熟しておくこと。 ・霧などで視界制限状態の海域を航行する際は、霧中信号を行い、法定灯火を表示すること。 ・業務規程を遵守すること。

付図1 事故発生経過概略図

